

狩猟税額一覧表

区分		網 猟	わな 猟	第一種銃 猟	第二種銃 猟	添付書類
1) 対象鳥獣捕獲員		全額免除				A
		附則第20条第1項				
2) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者		全額免除				B
		附則第20条第2項				
下記に該当しない者	3) 1年以内に有害鳥獣捕獲等の許可を受けて捕獲等に従事した実績がある者	4,100円	4,100円	8,200円	2,700円	C
		附則第20条の2第1・2項				
	1)～3)のいずれにも該当しない者	8,200円	8,200円	16,500円	5,500円	—
		条例第165条第1項第3号		条例第165条第1項第1号	条例第165条第1項第5号	
当該年度の都道府県民税の所得割の納付を要しない者で ★①～③に該当する者	3) 1年以内に有害鳥獣捕獲等の許可を受けて捕獲等に従事した実績がある者	2,700円	2,700円	5,500円	—	C・D
		附則第20条の2第1・2項			—	
	1)～3)のいずれにも該当しない者	5,500円	5,500円	11,000円	—	D
		条例第165条第1項第4号		条例第165条第1項第2号	—	

添付書類一覧表

分類	要件		必要書類
A	1) 対象鳥獣捕獲員	市町が任命した対象鳥獣捕獲員であること	◎対象鳥獣捕獲員である旨の市町村の証明書
B	2) 認定鳥獣捕獲等事業者(以下「認定事業者」とする。)の捕獲従事者	次の要件をすべて満たすこと ◎登録申請時に認定事業者の従事者であること ◎登録申請前1年以内に、登録を受ける都道府県において、認定事業者の従事者として当該事業に従事した実績があること	次の書類をすべて提出すること ◎認定事業者の認定証の写し ◎認定事業者の従事者である旨の証明書 ◎認定事業者により認定事業が実施されたことの証明書 ◎認定事業者に従事した際の従事者証の写し
C	3) 1年以内に有害鳥獣捕獲等の許可を受けて捕獲等に従事した実績がある者	登録申請前1年以内に、鳥獣法による許可を受けて、登録を受ける都道府県において、有害鳥獣保護等に従事した実績があること(捕獲の有無は問わない)	次の書類をすべて提出すること ◎鳥獣捕獲許可証または従事者証の写し ◎鳥獣捕獲等の結果(捕獲日時・場所等)を記載した書面
D	★①～③に該当する者	次の要件のいずれかを満たす者 ①同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者 ②県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族のうち、農林水産業に従事する者 ③県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族	◎市町村長の発行する証明書 (参考)